

点に關しても、石井氏の外交史の側からの分析に對置しうる国内政治史の側からの分析を進めることによつて、あきらかにされうるのではなからうか。こうした個別的な分析の蓄積は、あまりにも少ないといわなければならぬ。とくに本書の屬する幕末外交史の分野においては、戦前の大塚武松氏の研究『幕末外交史の研究』(昭二七年刊)、戦後のねづまし氏の論稿以外には全く存在しないといつていい。その中で進めてこられた石井氏の研究が、こうして集大成されて公刊されたことは、後学のわれわれにとつては、全くかけがえない贈物であると感謝しなければならぬであらう。

(A5 版本文六七二頁 索引三九頁 昭和三二年一月 吉川弘文館発行 定価一、三〇〇円)

日本史研究会史料研究部会編

中世社会の基本構造

石 田 善 人

「日本民族の歴史的発展の跡を、真実の史料に基き、多様な角度から、実証的且つ理性的に研究し、更にそれによつて到達せられた高き水準の歴史認識を、広く一般大衆に普及せしめる」という目的を巻頭言に掲げて、日本史研究の第一号が発行されたのは、昭和二十一年五月であつた。

敗戦直後の混迷と困難を排除して刊行された創刊号には、戦時中の国家主義的強制から解放され、自由な煩なき研究生生活を得た先輩達の、喜びと抱負と決意とが溢れている。日本史研究会は、既に昭和二〇年一月に創立され、二月からは例会(研究発表会)が定期的に行われていた。当時、九〇名足らずの会員で発足した同会も、その後の困難を克服しつつ順調な発展を重ね、先年、創立一〇周年を祝つた。現存する同会の部会中最古の歴史をもつ史料研究部会も、一昨年創立一〇周年を迎えたという。同部会の研究成果が、「大乗院社雑事記索引」の作製として進められつつあることは、既に周知のところであるが、本書も亦、同部会の一〇周年の記念事業として刊行されたものであり、同部会員である研究者の日頃の研究成果を凝集させた論集である。本書の諸論稿は、各自の自由論題で執筆されており、始めから全体的な体裁の統一調和を図つた編集ではないが、執筆者の関心が、期せずして中世社会経済史の具体的究明に集中されており、且つその核心に触れるものであるから、「中世社会の基本構造」という書名に相応しい内容を具えている。

さて、本書は大別して、I領主制の課題、II名・在家の実態、III座・商業の発展、の三部とし、別篇に、同部会が主として取組んでいる「大乗院社雑事記」についての永島福太郎氏の懇切な解題を取載している。I領主制の課題には、黒田俊雄氏「荘園制の基本的性格と領主制」、村井康彦氏「荘園と寄作人」、河音能平氏「古代末期の在地領主制と在家支配」、熱田公氏「筒井順永とその時代」の五篇を取め、II名・在家の実態の部には、戸田芳美氏「国衙領の名と在家について」、工藤敬一氏「辺境における在家の成立とその存在

型態」、高尾一彦氏「鎌倉時代の農業経営について」、上島有氏「南北朝期における畿内の名主」、宮川満氏「室町後期の土地関係」の五篇を含み、座・商業の発展を追究するⅢ部は、林屋辰三郎氏「中世における芸能座の発展」、三浦圭一氏「室町期における特権商人の動向」、松山宏氏「封建都市成立期の商人層」の三篇より成つて、別篇の永島福太郎氏「大乘院寺社雑事記について」を加えて、計一四篇の論稿より構成されている。三部の主題、領主制の課題、名・在家の実態、座・商業の発展、は夫々中世史の中心テーマであり、各論稿ともその核心に迫る力作揃いであるが、内容は必ずしも三類別に即したのではなく、殊にⅠⅡの論文は互いに両方のテーマに亘っている。全篇を通じて、「大乘院寺社雑事記」を主材料として取扱つた研究は、別篇の永島福太郎氏の論文を除けば、Ⅰ部の熱田公氏「筒井順永とその時代——『大乘院寺社雑事記』を通じてみた一土豪の生涯——」と、Ⅲ部に収められている三浦圭一氏「室町期における特権商人の動向——楠葉新衛門元次をめぐる——」の、共に半ば伝記的記述方法をとっている二篇のみであつて、他の一篇はいずれも各執筆者がその専攻分野について自由な論陣を張っているが、これも同部会の自由な解放的な雰囲気の間接的現われであろうか。

以下、必ずしも順を逐わず、関連ある論文ごとに、その要旨を紹介しつつ、併せて残された問題点を整理してゆきたい。

まず、黒田俊雄氏の「荘園制の基本的性格と領主制——封建化の過程についての一考察——」は、巻頭を飾るに相応しく包括的な内容と大胆な論調をもつ雄篇である。氏は、最近の封建制立期の研究

の結果、従来一般に定説化してきたシニエーマが再検討されつつあるが、それには当然従来のシニエーマを構成していた歴史的範疇の再検討が必要であると考へて、名・田堵・名主・領主などの用語を、史料面に見られる語義を辿りつつ、そこに見られる経済的範疇に照らして厳密に規定し、その上立つて封建制の成立についての見通しを立てようと試みている。その結果、名は農民の土地所有権の表示でも、その経営規模を表示するものでもなく、困窮から占有権を承認された土地を示すに過ぎず、その意味で律令制の基本原則を逸脱するものではない、と結論し、田堵とは荘園領主に人身的に隷属するもの（清水三男氏説）でも、また地子田を請作するもの（村井康彦氏説）でもなく、元来土地所有または占有に拘りなく農業経営を専業とする者の意をもち、田堵が発生してのち名が成立するのではなく、名は墾田に次いで直ぐ現われるのに対して田堵の請作は農業経営者としての自立が一般的に可能になる次の段階になつて現われることを説明し、かかる田堵経営の性格を個々の経営内部に農奴制的関係の芽を可能性として持ちながら、なお一個の小経営として存在したものと論じている。一〇世紀には、かかる個別の小経営―田堵経営と、貴族の荘園的土地所有―経営的側面をもつ「耕営」との二つの「経営」が併存し、両者は國家の法の前には一応対等なものとして請文によつて結ばれるとし、これを奴隸制的とすることに、農奴制的とするにも反対している。これに対して、一一世紀に成立する在地の領主制は、明瞭な土地保有農民―名主を隷属させた封建的支配関係であり、名主・在家的な農奴の小経営によつて支えられている。かかる領主制の成長に伴つて、荘園の本所的支配が、

一一〇一二世紀には在地の封建化に対する反動的な対応——荘園所有者の領主化となつてあらわれる。これは荘園領主の成立であつて、それ以前の荘園制と段階的に異質なものであり、それ故に、荘園制の最盛期を九一〇世紀に求め、一二世紀の荘園領主の成立は、一〇世紀初頭の転換よりも質的に遙かに重要な変化であつたと結論している。

氏の言う如く、封建制成立過程の研究においては、早急にこの本質を論じて奴隸制のか封建制のかを言うよりは、封建的諸関係を構成する細部の要素の夫々の發展過程を分析することが大切であるが、それと共に本論の如き包括的な見通しを概論することにも意味はあろう。それにしても、本論の前半部の論調の着実さと、後半部の荘園制の変質を説明する部分の抽象的な論述とのアンバランスは、本論文の迫力を、いま一つ弱いものとしてしまつたという欠点を持つている。しかし、一方、名や田堵及び領主の嚴密な概念規定は鮮かであり、田堵と名との關係にも首肯するべきものが多い。何故ならば、村井氏の田堵——散田請作者から名を説明する場合、奈良時代にまで遡り得る名を説明し難かつた点の克服をも企図しているからである。また、貴族の大土地所有——耕營を官田經營から地子田經營への過渡的段階と位置付け、これと田堵の個別小經營とを、一〇世紀の二つの併存する經營と考えることも、興味ある設定である。しかし、折角摘出した二つの併存する經營の關係を、より深く追求することなく、法規の外形的面から請文で安易に説明しようとする論法には納得し難い。また本稿で触れられていない国衙領との關係をも含めて後半部の補強が望まれる。

次ぎの「庄園と寄作人——墾田地系庄園の特質について——」と題する村井康彦氏の論文は、土地・人間の一元的支配の実現を庄園支配体制の完成と考えるから、当然時期的には黒田説を下つて一一〇一二世紀が最盛期に當るといふ際立つた見解の対立を孕んでいる。氏は、まず、本稿を庄園の内部構造の究明を当面の問題とせず、庄園の領主支配に關する制度史的考察に重点をおく、とことわりながら、庄園と国衙領との關係を概観し、庄園は、あらゆる点において国衙領に比して第二義的・副次的意味しか有たぬ派生的存在に過ぎぬ、と述べる。本稿は、氏による庄園の二分別——墾田地系庄園——土地支配が先行し次いで人間支配を包含するに至る庄園と、雜役免系庄園——人間支配が先行しやがて土地支配に及ぼされて成立する庄園——のうち、前者をテーマとするものである。論点を要約すれば次の如くである。即ち、初期の庄園經營は、領主の直接經營であつたが、旧説の如き奴隸制的經營ではなく、寄作人（浪人）を主要労働力とする。かかる寄作人と庄園領主との關係は、土地の開墾・耕作を通じて成立するものであるが故に契約的であり緊縛度は微弱であつた。かかる寄作人を庄民化し、国衙が公民に対して所当官物・雜公事を一元的に賦課すると同様に、庄園領主が庄田耕作者に対して所当官物・雜公事を徴収し得る権限を国衙から獲得するところから、庄園成立の時点は求められる。それに対して雜役免系庄園では、雜役免の特免の特権に加ふるに所当官物の便補化さらには直接取納化を実現することによつて、庄園化する。

以上が氏の論旨の要約であるが、初期庄園奴隸制説を批判し、労働力としての「寄作人」の意義を強調している点など、論旨明快で

ある。

前述の黒田氏の所説とは結論的に際立つた見解の差を見せているが、これは両者の庄園制の把握の差異に基いている。上横手雅敬氏は村井氏の説に賛意を表明している（ヒストリア二三号書評）が、結論の可否は別として、私は逆に寧ろ黒田氏の説を多としたい。その理由は、村井氏が制度史的究明の結果論理を図式化して明快に結論を出しているのに対して、黒田氏が複雑な構成要素を顧慮しながら所論を展開したため、村井説ほどの明快さに欠けるが、反面、領主制との連関を容易に説明し得るからである。しかし、村井氏に要請されることは、氏自身の体系化への努力であり、その意味からも名田の成立を正面から取扱うこと、及び領主制の問題を氏自身の視角から追究することが、今後の課題であらう。

黒田・村井両氏が共にその重要性を指摘しつつも中心課題に含め得なかつた国衙領の問題についての、戸田芳実氏の「国衙領の名と在家について」は、平安末期の畿内近国を対象として、豊富な問題点を提起している。氏自身の要約に従えば、本稿では、(一)一世紀の国衙領の名は、公田の耕営と官物并済を請負う単位として存在し、実存作人の名を冠する負名であった。(二)律令制的な公民への人格的規制を喪失していた国家は、公民を失つた公地主義、即ち公田の領有を中核として負名体制によつて、現物地代化した所当官物の確保を主眼とし、夫役などの国役も負名単位に田率賦課された。(三)永世的私有性と官物軽減の権利によつて、一般請作地と区別されていた百姓の治田・私領は、その法的権利によつて一般耕地占有の有期性・不安定性を克服する拠点となつた。(四)院政期に入ると、国役は

公郷在家支配―公郷居住を根拠とする在家別賦課に転換した。これは公民の寄人庄民化、公田の加納出作庄領化に対する国衙の強力な反撃として実施された。(五)負名体制の間接的農民把握に対して、公郷在家支配は居住地主義の国役強制であり、院政期の国衙領体制の封建的進化のあらわれである。(六)かかる動向を主導したものは、国衙公権の所領化を基礎として領主化せんとする在庁官人・郡司らであつた、ことが論証されている。

ここでは、一一世紀の負名体制と、一二世紀の公郷在家支配とが、平安後期の国衙領の変質として図式化されていて、所説も極めて鋭く、また論断も明快である。しかし、国衙の新たな政策から生じた公郷在家支配が、従来の負名体制との間に逢着するであろう多くの困難を克服して、いかに進められたかという具体的な施行方法についての検討が更に望まれる。

「古代末期の在地領主制について―備後国太田庄下司の所領を中心として―」は、河音能平氏の処女論文である。氏の言う在地領主制とは、石母田正氏が規定した「領主制」概念から、経済史的範疇としての属性をとり除き、厳密に政治史的範疇として把握し直すという意図をもっている。氏はこの在地領主制の構造と性格を、太田庄下司の所領を通じて以下の如く規定する。即ち、平安末期から鎌倉期にかけての在地領主制の構造―收取体系は(一)郷全体に対する田畠率收取、(二)郷内の部分的対象に対する田畠率收取、(三)郷全体に対する在家別收取、(四)郷内の部分的対象に対する在家別收取の四要素から構成され、在地領主制は本来的には郷司職に代表される王朝国家権力の在地における現実的收取権に根拠を負うものである、と。

在地領主制は、直接に経済的矛盾の展開としてではなく、何よりもまず国衙体制―王朝国家そのものの政治的矛盾の展開の中で理解されるべきものであり、在地領主は院政以来郷司職を楨桿としてのみ領内検断権の及ぶ領域を、在家役の実現を通じて地域的土地所有―独自の政治体制としての武士団の世界に転化し得たのである、と氏は主張する。

太田庄は、個別荘園研究の最初の論文である重田定一氏の「備後国太田庄考証」以来、多くの学者によつて研究されてきた、いわば由緒正しい荘園であるが、本論も鋭い分析視角に支えられた力作である。問題は、太田庄下司の在地領主制が、源平内乱期に飛躍的に実現され完成されながら、乱後において領家高野山によつてではなく、院政権と鎌倉幕府の政治権力によつて、再び地頭得分程度に縮少されてしまったという事実を、自ら設定した「在地領主制」から説明し切れるかどうかである。更に言えば、石母田氏の「領主制」は、かつて単純に無反省に使用されてきた領主概念に、経済史的分析の視角を加えたものであり、その意味では、政治史的範疇と経済史的範疇との二重性格をもつてはいるが、氏のとらえた方向が、果してこれの克服の正しい方向か否かも疑問がこる。

さて、鎌倉期を取扱つたものには、大山喬平の「地頭領主制と在家支配―肥後国人吉庄地頭相良氏を中心に―」、工藤敬一氏の「辺境における在家の成立とその存在形態」、高尾一彦氏の「鎌倉時代の農業経営について―封建的小農民形成の一考察―」の三篇がある。

まず大山喬平氏の論文は、人吉庄地頭相良氏の領有する在家が、人間・家屋・園地の統一体ではなく、単に家屋と園地の統一であつ

た、と説き、その系譜を律令農民の展開過程の中に求むべきであると主張する。従つて、相良氏の地頭領主制の發展は、在家農民の奴隸的夫役徴取及びそれに基く直營地の設定・拡大によつて意義づけられるのではなく、その経済的基盤は直營地よりも、寧ろ出田・新田などの領家方領主権の枠外にあつた農民保有地からの定額收取にあり、領家方の経済的基盤は起請田にあつたとする。出田・新田及び起請田等に対する定額の年貢所当と、桑葦等の在家役その他規定された地頭給田よりの得分をしか持えなかつた地頭相良氏が支配しなければならなかつた所領内住民は、所領を耕作する作人、在家に居住する在家住民として現象しながらも、人身的隷属度は稀薄であり、また上には地頭領主制の展開を制肘せんとする領家領主権が覆いかぶさつている困難な情勢の中から、領主制は展開を遂げねばならなかつた。そのため分割相続制から次第に惣領権を強化させて行つたとする。氏の論稿は、石母田正氏・永原慶二氏等の在家に対する研究結果を、批判的に撰取しようとする意図を持ち、充分それに成功していると思われる。

ほぼ、同じテーマで書かれている工藤敬一氏の要旨を紹介すれば、大山氏が石母田・永原両氏の在家農民の性格を農奴的・奴隸的として把握する対立が、共に古代・封建社会に内在しそれよりの役割を果した諸ウクレード相互間の具体的究明に不十分であつたとして、その解決を試みているに對して、工藤氏の場合は、豊田武・永原氏の在家の起源説では、在家が特に辺境に特有なことを充分説明出来ぬとして、辺境の独自な社会構成及び政治機構の中から在家の成立を考へることから出発している。氏は在家が基本的には郡郷司な

どの伝統的在地領主の収取単位として成立し、彼等の所領構造が田地・在家・荒蕪地を包含する一円領域として形成されることを述べ、さらに在家の進化は、伝統的な在地領主の支配体制において統一的に実現されていた田地支配と、在家支配との本来相異なる二つの原理の矛盾の展開としてよりも、惣地頭の入部という新しい政治情勢によるとする。さらに鎌倉中末期の在家の内部構造に論及し、直系家族を主とするもの、名子経営を従えるもの、複合家族とも云うべき家父長制的家族共同組織をなすものがあり、名子経営の独立・血縁分家の折出・下人の独立によつて惣在家の独立・成立が、一方隸属民を再生産しつつ進行していたと論じ、それらが本家との結合関係を容易に止揚し得ずに、近世の門割制度の中にも家父長制的諸關係を温存させ支配の道具として利用された事情を説明している。

氏の論稿も着実な史料操作をもつて進められている。特に、上家分在家―地頭の新田開發分を請作させられる在家の性格規定などは鮮かである。だが一方、在家が辺境に特に顕著であるとしても、必ずしも辺境に特有なものでなく畿内・近国においても存在するが、それらを通じて在家成立についての分析がその儘通用し得るであろうか。かかる点について、私は氏が安易に却けられた豊田武氏の在家起源説をもつと積極的のうけとめる必要があると考える。その意味では、辺境における在家の成立の結論を、一般的に在家の成立と置換えることは誤りを招くと思う。また氏の論点が余りにも多岐に亘つていて、惣地頭と伝統的領主の対立、在家農民の田地用益権の強化、在家の多様性等の諸契機が必ずしも統一的に理解出来ないという上横手氏の評も當つていると思われる。

次に高尾一彦氏の論文は、封建的小農民の一般的形成の時期をどこに求めるかを考えるために、鎌倉時代の農業経営を検討する。素材として、一二世紀の畿内農村の例として興福寺一乘院領池田庄と、一三世紀末の畿内周辺農村の例として東寺領矢野庄の土地台帳を取上げ、前者における田堵農民は、一般的に家族共同体による農業経営を行いながらも、そこに小農民経営出現の可能性を認め、後者においては小農民経営の一般的形成が可能性から現実へ転化しつつあると結論している。以上の分析に際しては、それが一般論として妥当であることを論証しているし、また土地台帳が持つ庄園制度の百姓名・庄地という外被を剥いで個々の農業経営を分析しているから、説得力に富むけれど、最後の問題として、そのような操作を企てるも果して土地台帳が経営をあらわすかどうかについては、なお疑問が残らざるを得ない。

南北朝・室町期については、上島有・熱田公、宮川満氏の三論文がある。先ず上島有氏の「南北朝期における畿内の名主」では、東寺領上久世庄・矢野庄の名主の構造を分析している。氏はまず上久世庄の元亨四年・暦応三年・延文二年の三つの土地台帳を整理分析して、旧名の解体過程を明らかにし、鎌倉的な支配形態が完全に崩壊し去りそれに代つて在地の情勢に適應した新しい支配体制が確立されたとし、旧名を解体させた小農民は基本的に鎌倉期の名主・百姓の百姓に系譜をもつと考え更に土地台帳の形式は坪付形式・名寄帳形式の二型態があり、後者は近世検地帳への系譜をもつものとして安良城盛昭氏に対する反論を出そうとしている。そして、氏はこれら名寄帳に記載された農民は、所有地の大小に拘らず名主職所有者―名主

であり、名主職補任状という形で強固に庄園領主に把握されていたと論じ、名主と土豪の経営及び家族構成を考えて上久世庄の名主が原則として自作経営を行い、公文舞田氏も基本的には自作でその余剰部分を名寄帳に登録されている如き名主に請作させていたとし、両者の家族構成が共に直系親族を中心とする小家族であつて、所謂家父長制の大家族とは考え難いと結論している。

氏は、これまでも上久世庄・矢野庄について秀れた研究を発表している。本稿の上久世庄の構造分析も、永原慶二氏の業績に鋭い批判と修正を加えている。また土台台帳を坪付形式・名寄帳形式とに分け、後者と近世検地帳との親近性を指摘していることも注目すべき見解である。安良城氏の説の中核をなすものは、太閤検地が名主得分を認めないことに對する積極的評価であり、その限り正当である。たとえ外見上の形式が類似していても坪付形式の土地台帳でも、名寄帳形式の土地台帳でも、中間搾取を否定しないという点では、同一の範疇に入るかも知れないが、中世史の領域ではこの差は度外視出来ない。私も、現在でも安良城説に充分納得し難いが、同時に氏の意圖と業績には多きな意義を認める。その意味では、安良城説と對称される宮川滿氏の論文は、より積極的に中世と太閤検地との断層を埋めようとしている。氏は新史料を使って越前園織田庄を分析して、室町後期における農民の基本的な占有形態には名主的占有と作人的占有とがあつたとし、それぞれの公事年貢の負担額を検討した結果、新名の散田化という現象の中に名主的占有から作人的占有への変化を認め、且つそれが、作人的占有から名主的占有への領主的反動と交錯乃至相互規定しつつ前者が漸増してゆく過程の中に、太

閤検地の前提を考えようとする。そして慶長三年の検地帳の整理の結論として(一)少数の大高持、多数の零細農が登録され、しかも無屋敷登録人が多いことより、太閤検地は農民の経営関係を整理したものでないこと(二)登録人の年貢負担額は、室町期の作人的占有者の負担した年貢額にはほ近く、太閤検地は前代の作人的占有を基準に農民の土地占有を整理し登録人を決定した(三)役家は前代の公事屋の近世的再構成である、との三点を挙げる。

室町期の土地占有型態を、名主的占有と作人的占有とに分け、後者が太閤検地の基礎となつたという氏の所論は明快で実証的にも正しい理解と言ふべきであろう。しかし、織田庄の指出帳・公事納帳がたとえ庄園制の最末期の状態を示すとしても、太閤検地との間には戦国大名朝倉氏が介在し、更に言えば慶長三年の検地までには柴田勝家の行つた検地があつた。たとえ、史料的にそれらの具体的過程を分析することが困難であるとしても、せめて介在する戦国大名、柴田勝家の農民政策を除外して庄園制と太閤検地を結んでよいという理論的保証をすべきでなかつたか。太閤検地について精力的な業績を氏が、庄園制と戦国大名領国制との関係、戦国大名領国制と太閤検地との関係についての、各地の多様性に応じた研究が期待される。熱田公氏の「筒井順永とその時代」は、庄園領主―興福寺との対立抗争の過程において進めらるべき大和の在地領主―國人層の一人である筒井順永が、一方寺家に随分忠節の者でもあつたというその生涯と権力構造とを、その時代の政治過程と在地構造の分析の中から説明しようとする。氏はまず大和永享の乱を通じて衆徒国民の在地領主制の展開とその挫折を述べ、寺家への寄生を断切れなかつた

権力構造の弱さを説明し、更に寺家に代る權威を求めて細川・畠山政長と結びながら、その抗争にひき廻され応仁の乱後漸く大和武士としての主体的動向を示すに至るが、越智・古市―畠山義就派の攻勢の前に全面的に敗退してゆく過程を説明している。苦惱に満ちた一人の土豪の生涯が、氏の意図に従つてかなり克明に描かれているし、また大和永享の乱についての説明も注目されるべきものを含んでいる。しかし、大和永享の乱が、寺家に反抗した越智・箸尾氏の没落と共に戦功者である筒井氏をも同時に没落せしめた理由、さらに越智・箸尾氏をも含めて一旦没落した彼等がやがて容易に復活し得る理由が、脆弱な彼等の権力構造からは説明し難い難点があり、また大和武士としての活躍の後半が前半の没主体性を克服して独自の動向を示したという転機の説明が充分でない。従つて順永の生涯を通ずる具体的な動きは理解できても、何故そうならざるを得なかつたのかという事情が充分説明し切れていない。それらの点についての筆者の再考を煩わしたい。

次に、熱田氏と同様に、伝説的記述方法をとつている三浦圭一氏の論文を紹介すれば、氏は、アラビヤ又はベルシヤの出自を持つと言われる帰化人系商人楠葉西忍とその子の新衛門元次との海外貿易商としての、及び寺社、大名の被官商人としての性格を、庄園の直務使となつてゐること、憑支に關係してゐること及び取扱つた商品を通じて追究してゐる。座・供御人の商業活動も、それが権門寺社によつて營業の独占が保証されてゐる限りでは特権商人であるが、ここで言う特権商人とは江戸時代の特権商人の如き政商的性格をもつ上層商人を指している。室町期の商業活動の中に、かかる意味での

特権商人を取上げ、庄園の直務使・憑支などと関連させて説いたのは、氏の卓見であり、殊に憑支の役割についての見解には注目せられる。氏は楠葉西忍と元次の父子が、帰化人系商人という点で特異な存在であるに拘らず、その商業活動の面では典型的特権商人の一人と考えてよいとしているが、普通室町期において、特権商人を挙げれば、幕府に直結していた叡井氏の如きものか、または後に三長者と呼ばれる角倉・後藤・茶屋などの土倉が考えられるであろう。氏の今後の課題は、これらの商人層の動向の追究であり、またこれらの上層商人と一般の座商人または在庄し廻りする下層商人との關係を追究することであろう。

松山宏氏の「封建都市成立期の商人層」は、本論文中で唯一の商業を取扱つた論文である。氏はまず農村の中から商業を考える従前の商業史に疑問点を出し、商業は都市の中から説明するべきであるとして、中世商業における四つの型即ち従来の庄園商業・座商業に新儀・散在商業と貿易商業を加えたものを考え、それぞれに検討を加えている。氏の出された四つの商業の型態が、論題の如き商人層を示すものとすれば、それは在庄商人・座商人・新興商人・貿易商人とも名付けるべきものになるであろうが、たとえば三浦氏が特権商人として出された楠葉元次が多角的な商業活躍をしたことでも判る如く、実際には商人の商業活躍は四つの型態のいずれかに跨る場合が多い。故に氏の出された四つの範疇は、中世商業の四つの型態と云えても、それを直ちに商人の型態として範疇化することは無理なのではないかと思われる。寧ろ強いて室町期の商人層を類型化して考えようとすれば、別途の方法――三浦氏の試みられたが如

き特権商人と一般商人という類型もその一つであろう——をとる方が良いのではないか。次に氏の言う封建都市とは一六・七世紀の都市を指すらしいが、主として取扱われたのが、古代的政治都市として出発した京都であるため、主題とされる封建都市の成立を考えるには不適當であつて、京都では寧ろ古代都市から封建都市への転成が見られるのである。従つて、史料的な制約はあるとしても、寧ろ堺とか山口または石山寺内町の如き純粹の封建都市を素材とした方が、方法的に正しかつたであらう。また大塚史学を批判するの餘りに、封建村落から独立した新儀、散在商人が、畿内では反封建的性格をもつとし、さらに彼等が都市に移住むことより都市そのものを反封建的であるとするのは、性急な議論である。都市が農村と異つた構造をもつであろうという氏の疑問は正しいが、そのために却つて性急な議論に終つたことを遺憾に思う。

最後に林屋辰三郎氏の「中世における芸能座の形成」をとりあげる。氏は、芸能座を宮座と商工業者の座との中間において考えるべき性格をもつことを説き、最初は出身地の領主の鎮守のための芸能座として出発し、やがて上漬権及びそれに伴う収益増加が楽頭職を通じてなされてゆく事情を説明している。芸能座の問題は氏の最も得意とする研究領域であり、短篇ではあるが多年の蓄積が香気高く感ぜられる。芸能座の確立の項があまりにも尻切れトンボに終つてゐるのは、聞くところによれば、まだこのあと、群小楽頭職の吸収統一が説明され、大和四座殊に観世座による芸能座の統一の完成まで論及される予定であると言う。

以上書評としては多くの紙数を費したが、なお紹介も不充分であ

り、批判も亦簡略に過ぎた。私の不得要領にもよるが、また本書の内容が短い書評では語り切れない程、高く豊かであるためである。全篇を通じて、石母田・永原・安良城諸氏の見解に対する鋭い批判を通じて、新しい中世社会の基本構造を歴史発展の法則の上に位置づけようとする共通の問題意識があり、個々の論文には多少の欠陥や疑問点が残されないでもないが、これだけの充実した論文集を公刊出来たということは、日本の中世史学界にとつても実に大きな収穫と言えるであらう。最後に執筆者各位は、私の日頃学恩を受け、また共に机を並べている先輩同学であるが、筆者の真意を伝えたい紹介や的外れの批評をした点があれば御寛恕願いたい。執筆者各位の今後一層の精進を期待して擱筆する。(A5版四六一頁 昭和三年六月 御茶の水書房発行 定価七〇〇円)

四二卷一「長州藩における慶応軍政改革」正誤表	
頁	誤
一一上段一二	報國隊 <small>(長府藩)</small>
一一上段一三	武陽隊
一一下段一一	北門隊 <small>(岩国藩)</small>
一一下段五	ルッター的 <small>(以上岩国藩)</small> 同盟
	ルッター的 <small>(藩農民)</small> 同盟